

## 第2回 航空分野特定技能協議会 議 事 次 第

日時：令和元年12月16日（月）17：00～18：00

場所：国土交通省航空局7階C会議室

### 1. 開会

### 2. 議事

- （1）特定技能外国人材の受入れに係る動向について
- （2）特定技能評価試験の実施状況について
- （3）航空分野特定技能協議会加入届出書等の各種様式について
- （4）その他

### 3. 閉会

（配付資料）

資料1－1：特定技能制度全体の運用状況

資料1－2：特定技能1号在留外国人数（令和元年9月末現在）

資料1－3：各国との協議状況（令和元年11月20日現在）

資料2：航空分野特定技能評価試験の実施状況

資料3：航空分野特定技能協議会加入届出書等

参考資料1：航空分野特定技能協議会規約

参考資料2：「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用  
に関する方針」に係る運用要領（令和元年11月29日  
一部改正）

参考資料3：航空分野特定技能評価試験実施要領

以 上

## 航空分野特定技能協議会の構成員

(敬称略・順不同)

### ○有識者

- ・海老名 巖 公益社団法人日本航空技術協会 総務部長
- ・岩田 高廣 国際航空専門学校 教務部次長

### ○特定技能所属機関（現時点で対象者なし）

### ○登録支援機関（現時点で対象者なし）

### ○航空事業者団体

- ・定期航空協会
- ・一般社団法人全日本航空事業連合会

### ○関係省庁

- ・警察庁
- ・法務省
- ・外務省
- ・厚生労働省
- ・国土交通省航空局（事務局）
  - 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課
  - 安全部 運航安全課 乗員政策室

# 特定技能制度全体の運用状況①

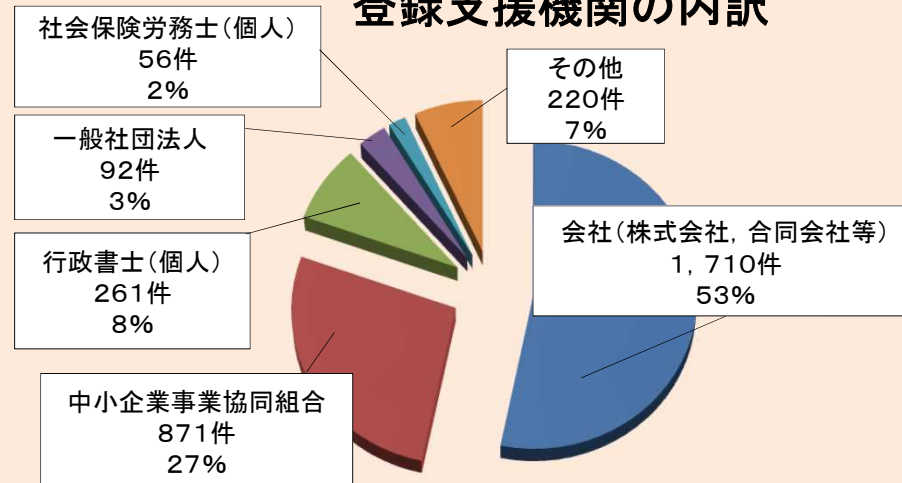


出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 特定技能外国人の許可状況等について(令和元年11月末現在:速報値)

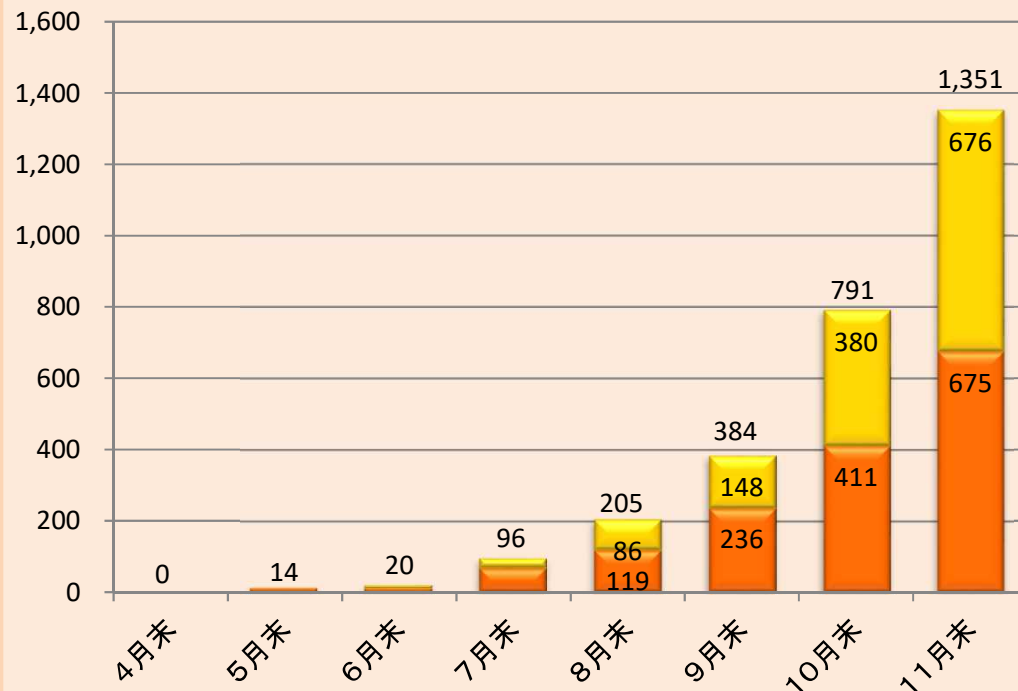
|                  |    |                 |
|------------------|----|-----------------|
| ① 在留資格認定証明書交付    | 交付 | 675件            |
| ② 在留資格変更許可       | 許可 | 676件            |
| ③ 登録支援機関登録       | 登録 | 3,210件          |
| ④ 特例措置としての「特定活動」 | 許可 | 832件<br>(未交付含む) |

### 登録支援機関の内訳



### 許可件数等の内訳

■ 在留資格認定証明書交付件数 ■ 在留資格変更許可件数  
(許可・交付件数)

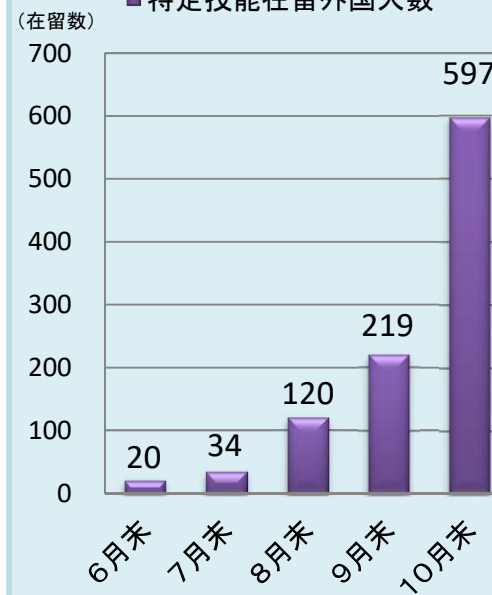


## 特定技能在留外国人数(令和元年10月末現在:速報値)

### 特定技能1号在留外国人数

597人

■ 特定技能在留外国人数



|    | 分野          | 人数   |
|----|-------------|------|
| 1  | 介護          | 19人  |
| 2  | ビルクリーニング    | 5人   |
| 3  | 素形材産業       | 76人  |
| 4  | 産業機械製造業     | 111人 |
| 5  | 電気・電子情報関連産業 | 9人   |
| 6  | 建設          | 28人  |
| 7  | 造船・船用工業     | 23人  |
| 8  | 自動車整備       | 3人   |
| 9  | 航空          | 0人   |
| 10 | 宿泊          | 9人   |
| 11 | 農業          | 124人 |
| 12 | 漁業          | 4人   |
| 13 | 飲食料品製造業     | 148人 |
| 14 | 外食業         | 38人  |

# 特定技能制度全体の運用状況②



特定技能試験等の実施状況について（令和元年11月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。）

|                    |                | 実施場所(実施月) |                                       | 受験者数                 | 合格者数               | 今後の実施予定(注1) |                   |
|--------------------|----------------|-----------|---------------------------------------|----------------------|--------------------|-------------|-------------------|
| 介護                 |                | (フィリピン)   | 2019年4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月 | (技能試験)<br>1,440人(注2) | (技能試験)<br>607人(注2) | (フィリピン)     | 2019年12月, 2020年1月 |
|                    |                | (カンボジア)   | 2019年9月, 10月, 11月                     | (日本語試験)              | (日本語試験)            | (カンボジア)     | 2019年12月, 2020年1月 |
|                    |                | (インドネシア)  | 2019年10月, 11月                         | (日本語試験)              | (日本語試験)            | (インドネシア)    | 2019年12月, 2020年1月 |
|                    |                | (ネパール)    | 2019年10月, 11月                         | 1,459人(注2)           | 631人(注2)           | (ネパール)      | 2019年12月, 2020年1月 |
|                    |                | (モンゴル)    | 2019年11月                              |                      |                    | (モンゴル)      | 2019年12月          |
|                    |                | (日本国内)    | 2019年10月, 11月                         |                      |                    | (日本国内)      | 2019年12月          |
| ビルクリーニング           |                | (日本国内)    | 2019年11月                              | (注2)                 | (注2)               | (ミャンマー)     | 2019年12月          |
|                    |                |           |                                       |                      |                    | (日本国内)      | 2019年12月          |
| 造船・船用工業            |                | (フィリピン)   | 2019年11月                              | (注2)                 | (注2)               | —           |                   |
| 自動車整備              |                | —         |                                       | —                    | —                  | (フィリピン)     | 2019年12月, 2020年1月 |
| 航空                 | (空港グランドハンドリング) | (フィリピン)   | 2019年11月                              | (注2)                 | (注2)               | —           |                   |
|                    |                | (日本国内)    | 2019年11月                              |                      |                    |             |                   |
|                    | (航空機整備)        | (モンゴル)    | 2019年10月                              | 34人                  | 8人                 | —           |                   |
| 宿泊                 |                | (ミャンマー)   | 2019年10月                              | 1,280人               | 728人               | (日本国内)      | 2020年1月           |
|                    |                | (日本国内)    | 2019年4月, 10月                          |                      |                    |             |                   |
| 農業                 | (耕種農業)         | (フィリピン)   | 2019年10月, 11月                         | (注2)                 | (注2)               | (フィリピン)     | 2019年12月, 2020年1月 |
|                    | (畜産農業)         | (フィリピン)   | 2019年10月, 11月                         | (注2)                 | (注2)               | (フィリピン)     | 2019年12月, 2020年1月 |
| 飲食料品製造業            |                | (日本国内)    | 2019年10月                              | 626人(注2)             | 433人(注2)           | (フィリピン)     | 2019年12月          |
|                    |                | (フィリピン)   | 2019年11月                              |                      |                    | (日本国内)      | 2020年2月           |
| 外食業                |                | (フィリピン)   | 2019年11月                              | 2,194人(注2)           | 1,546人(注2)         | (フィリピン)     | 2019年12月          |
|                    |                | (日本国内)    | 2019年4月, 6月, 9月, 11月                  |                      |                    | (カンボジア)     | 2020年1月           |
|                    |                |           |                                       |                      |                    | (日本国内)      | 2020年2月           |
| 国際交流基金<br>日本語基礎テスト |                | (フィリピン)   | 2019年4月, 5月, 6月, 8月, 9月, 10月, 11月     | 649人(注2)             | 267人(注2)           | (フィリピン)     | 2020年1月           |
|                    |                | (カンボジア)   | 2019年10月                              |                      |                    | (カンボジア)     | 2020年1月           |
|                    |                | (インドネシア)  | 2019年10月, 11月                         |                      |                    | (インドネシア)    | 2020年1月           |
|                    |                | (ネパール)    | 2019年10月, 11月                         |                      |                    | (ネパール)      | 2020年1月           |
|                    |                | (モンゴル)    | 2019年11月                              |                      |                    |             |                   |

（注1）12月以降の実施予定は変更され得る。

（注2）10月以降に実施された介護（技能試験及び日本語試験）、ビルクリーニング、造船・船用工業、航空（空港グランドハンドリング）、農業、飲食料品製造業、外食業及び国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数は、未発表のため各者数の累計値に含んでいない。



# 特定技能 1 号在留外国人数

(令和元年 9 月末現在)

## 概要版

### 【目次】

#### 第 1 表

主な国籍・地域別 分野別 特定技能 1 号在留外国人数

#### 第 2 表

都道府県別 分野別 特定技能 1 号在留外国人数

#### 第 3 表

分野・業務区分別 特定技能 1 号在留外国人数

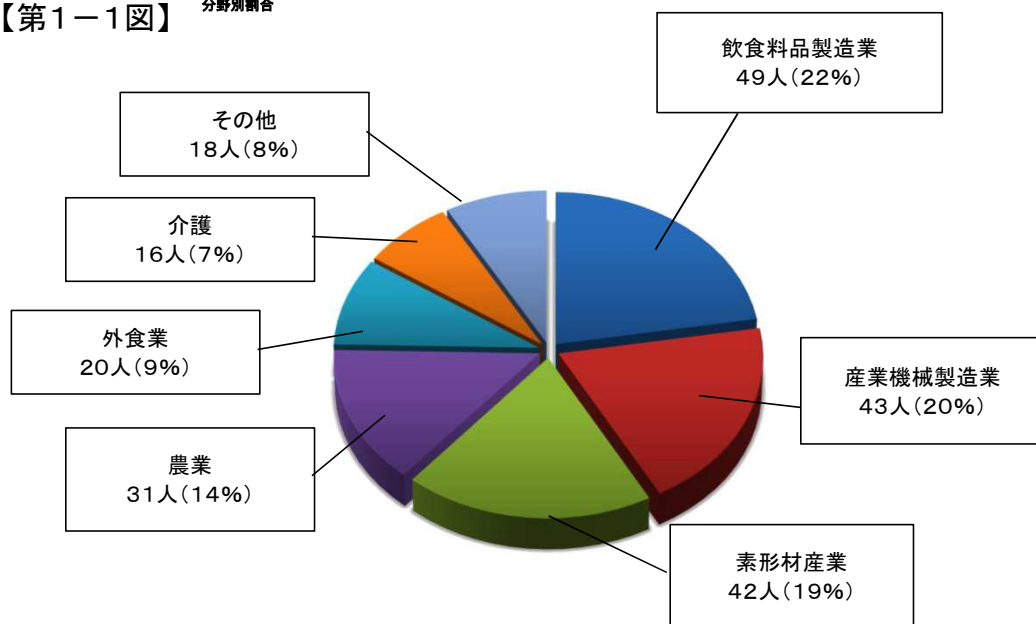
【第1表】 主な国籍・地域別 分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和元年9月末現在)

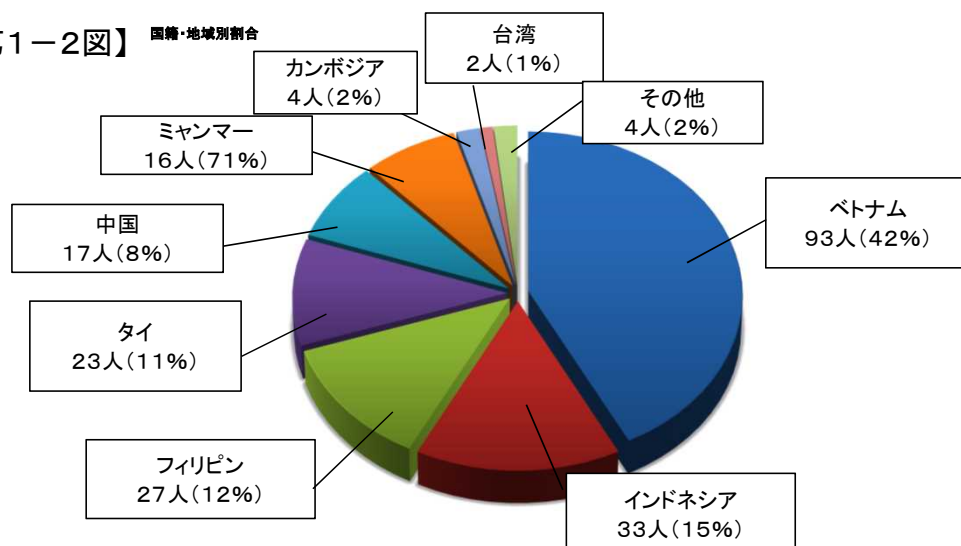
| 国籍・地域  | 総数  | 介護分野 | ビルクリーニング分野 | 素形材産業分野 | 産業機械製造業分野 | 電気・電子・情報関連産業分野 | 建設分野 | 造船・船舶工業分野 | 自動車整備分野 | 航空分野 | 宿泊分野 | 農業分野 | 漁業分野 | 飲食料品製造業分野 | 外食業分野 |
|--------|-----|------|------------|---------|-----------|----------------|------|-----------|---------|------|------|------|------|-----------|-------|
| 総数     | 219 | 16   | -          | 42      | 43        | 3              | 1    | 7         | 1       | -    | 6    | 31   | -    | 49        | 20    |
| ベトナム   | 93  | 1    | -          | 8       | 22        | -              | -    | 2         | -       | -    | 2    | 16   | -    | 32        | 10    |
| インドネシア | 33  | 2    | -          | 6       | 9         | -              | -    | -         | -       | -    | 1    | 6    | -    | 9         | -     |
| フィリピン  | 27  | 13   | -          | -       | 6         | -              | -    | 5         | 1       | -    | 1    | 1    | -    | -         | -     |
| タイ     | 23  | -    | -          | 23      | -         | -              | -    | -         | -       | -    | -    | -    | -    | -         | -     |
| 中国     | 17  | -    | -          | 1       | 5         | 3              | 1    | -         | -       | -    | -    | 4    | -    | -         | 3     |
| ミャンマー  | 16  | -    | -          | 4       | 1         | -              | -    | -         | -       | -    | 1    | -    | -    | 8         | 2     |
| カンボジア  | 4   | -    | -          | -       | -         | -              | -    | -         | -       | -    | -    | 4    | -    | -         | -     |
| 台湾     | 2   | -    | -          | -       | -         | -              | -    | -         | -       | -    | -    | -    | -    | -         | 2     |
| その他    | 4   | -    | -          | -       | -         | -              | -    | -         | -       | -    | 1    | -    | -    | -         | 3     |

注) 本表の数値は速報値である。

【第1-1図】 分野別割合



【第1-2図】 国籍・地域別割合



【第2表】 都道府県別 分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和元年9月末現在)

| 都道府県  | 総数  | 介護分野 | ビル・クレーン・コンクリート分野 | 素形・材料分野 | 産業機械・製造分野 | 電気・電子・情報・通信・電子産業分野 | 建設分野 | 造船・舶用工業分野 | 自動車整備分野 | 航空分野 | 宿泊分野 | 農業分野 | 漁業分野 | 飲食物品・製造分野 | 外食・サービス業分野 |
|-------|-----|------|------------------|---------|-----------|--------------------|------|-----------|---------|------|------|------|------|-----------|------------|
| 総数    | 219 | 16   | －                | 42      | 43        | 3                  | 1    | 7         | 1       | －    | 6    | 31   | －    | 49        | 20         |
| 北海道   | 18  | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | 10   | －    | 8         | －          |
| 青森県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 岩手県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 宮城県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 秋田県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 山形県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 福島県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 茨城県   | 8   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | 8         | －          |
| 栃木県   | 7   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | 7         | －          |
| 群馬県   | 3   | －    | －                | 3       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 埼玉県   | 4   | －    | －                | 1       | 1         | －                  | －    | －         | 1       | －    | －    | －    | －    | －         | 1          |
| 千葉県   | 4   | 1    | －                | －       | －         | －                  | 1    | －         | －       | －    | －    | 1    | －    | －         | 1          |
| 東京都   | 15  | 6    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | 1    | －    | －    | －         | 8          |
| 神奈川県  | 9   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | 6    | －    | 2         | 1          |
| 新潟県   | 1   | －    | －                | 1       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 富山県   | 3   | －    | －                | 1       | 1         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | 1         | －          |
| 石川県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 福井県   | 2   | －    | －                | －       | 2         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 山梨県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 長野県   | 6   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | 6    | －    | －         | －          |
| 岐阜県   | 29  | －    | －                | 23      | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | 3    | 3    | －    | －         | －          |
| 静岡県   | 2   | －    | －                | －       | 2         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 愛知県   | 24  | 2    | －                | 9       | 6         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | 1    | －    | 5         | 1          |
| 三重県   | 3   | －    | －                | －       | 2         | 1                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 滋賀県   | 2   | －    | －                | －       | 2         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 京都府   | 1   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | 1         | －          |
| 大阪府   | 23  | 4    | －                | 4       | 5         | －                  | －    | －         | －       | －    | 1    | 4    | －    | －         | 5          |
| 兵庫県   | 20  | －    | －                | －       | 16        | 1                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | 3         | －          |
| 奈良県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 和歌山県  | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 鳥取県   | 5   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | 5         | －          |
| 島根県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 岡山県   | 7   | 2    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | 5         | －          |
| 広島県   | 3   | 1    | －                | －       | －         | 1                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | 1         | －          |
| 山口県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 徳島県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 香川県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 愛媛県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 高知県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 福岡県   | 11  | －    | －                | －       | 6         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | 3         | 2          |
| 佐賀県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 長崎県   | 7   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | 7         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 熊本県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 大分県   | 1   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | 1          |
| 宮崎県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 鹿児島県  | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 沖縄県   | －   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | －    | －    | －    | －         | －          |
| 未定・詳不 | 1   | －    | －                | －       | －         | －                  | －    | －         | －       | －    | 1    | －    | －    | －         | －          |

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 本表の都道府県は在留外国人の住居地の都道府県である。

【第3表】 分野・業務区分別 特定技能1号在留外国人数

| 介護分野 |
|------|
| 16   |

| ビルクリーニング分野 |
|------------|
| -          |

(令和元年9月末現在)

| 分野   | (凡例) |
|------|------|
| -    |      |
| 業務区分 | 業務区分 |
| -    | -    |

| 素形材産業分野 |
|---------|
| 42      |

| casting | 鍛造 | ダイカスト | 機械加工 | 金属プレス加工 | 工場板金 | めっき | アルミニウム陽極酸化処理 | 仕上げ | 機械検査 |
|---------|----|-------|------|---------|------|-----|--------------|-----|------|
| 1       | -  | 23    | 1    | 7       | -    | 1   | -            | -   | -    |
| 機械保全    | 塗装 | 溶接    |      |         |      |     |              |     |      |
| -       | 4  | 5     |      |         |      |     |              |     |      |

| 産業機械製造業分野 |
|-----------|
| 43        |

| casting | 鍛造      | ダイカスト   | 機械加工      | 金属プレス加工  | 鉄工 | 工場板金 | めっき  | 仕上げ | 機械検査 |
|---------|---------|---------|-----------|----------|----|------|------|-----|------|
| -       | -       | -       | 6         | 2        | 1  | -    | -    | -   | -    |
| 機械保全    | 電子機器組立て | 電気機器組立て | プリント配線板製造 | プラスチック成形 | 塗装 | 溶接   | 工業包装 |     |      |
| -       | 13      | -       | -         | 5        | 1  | 15   | -    |     |      |

| 電気・電子情報関連産業分野 |
|---------------|
| 3             |

| 機械加工 | 金属プレス加工 | 工場板金 | めっき | 仕上げ | 機械保全 | 電子機器組立て | 電気機器組立て | プリント配線板製造 | プラスチック成形 |
|------|---------|------|-----|-----|------|---------|---------|-----------|----------|
| -    | -       | -    | -   | -   | -    | 3       | -       | -         | -        |
| 塗装   | 溶接      | 工業包装 |     |     |      |         |         |           |          |
| -    | -       | -    |     |     |      |         |         |           |          |

| 建設分野 |
|------|
| 1    |

| 型枠施工  | 左官 | コンクリート圧送 | トンネル推進工 | 建設機械施工 | 土工 | 屋根ふき | 電気通信 | 鉄筋施工 | 鉄筋継手 |
|-------|----|----------|---------|--------|----|------|------|------|------|
| -     | -  | -        | -       | -      | -  | -    | -    | -    | -    |
| 内装仕上げ | 表装 |          |         |        |    |      |      |      |      |
| 1     | -  |          |         |        |    |      |      |      |      |

| 造船・舶用工業分野 |
|-----------|
| 7         |

| 溶接 | 塗装 | 鉄工 | 仕上げ | 機械加工 | 電気機器組立て |
|----|----|----|-----|------|---------|
| 6  | 1  | -  | -   | -    | -       |

| 自動車整備分野 |
|---------|
| 1       |

| 航空分野 |
|------|
| -    |

| 空港グランドハンドリング | 航空機整備 |
|--------------|-------|
| -            | -     |

| 宿泊分野 |
|------|
| 6    |

| 農業分野 |
|------|
| 31   |

| 耕種農業全般 | 畜産農業全般 |
|--------|--------|
| 24     | 7      |

| 漁業分野 |
|------|
| -    |

| 漁業 | 養殖業 |
|----|-----|
| -  | -   |

| 飲食料品製造業 |
|---------|
| 49      |

| 外食業 |
|-----|
| 20  |

| 14分野計 |
|-------|
| 219   |

注）本表の数値は速報値である。



|        | 送出当事者                                               | 契約                                                                                                                                     | 試験                                                                                         | 費用負担                                                                                                  | 本邦在留者の特定技能への変更                                                              | その他                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| フィリピン  | ・海外労働雇用庁(POEA)から認定された送出機関によって行われる。                  | ・受入機関は労働者と雇用契約を締結                                                                                                                      | —                                                                                          | —                                                                                                     | ・労働者は、地方入管局への在留資格変更許可申請に先立ち、受入機関との雇用契約書について在日本フィリピン大使館海外労働事務所(POLO)の確認を受ける。 | ・労働者の出国に際し、海外労働許可(OEC)の取得が必要                          |
|        | POEA省令                                              | —                                                                                                                                      | —                                                                                          | —                                                                                                     | 審査規則                                                                        | POEA省令                                                |
| カンボジア  | ・労働・職業訓練省(MoLVT)から認定された送出機関によって行われる。                | ・受入機関は労働者と雇用契約を締結                                                                                                                      | —                                                                                          | (・労働者は送出機関に登録証明書の発行のための費用として一定額を支払う可能性あり。)                                                            | ・労働者は送出機関を通じて労働・職業訓練省(MoLVT)に登録証明書の発行を受ける。                                  | —                                                     |
|        | MOC5(2)                                             | —                                                                                                                                      | —                                                                                          | —                                                                                                     | MOC5(3)                                                                     | —                                                     |
| ネパール   | —                                                   | ・受入機関は労働者と雇用契約を締結                                                                                                                      | —                                                                                          | ・受入機関はネパール側当局に求人申込を提出する場合は、一定額の手数料を支払う可能性あり。                                                          | —                                                                           | ・労働者の出国に際し、海外労働許可証の取得が必要                              |
|        | —                                                   | —                                                                                                                                      | —                                                                                          | —                                                                                                     | —                                                                           | —                                                     |
| ミャンマー  | ・労働・入国管理・人口省から認定された送出機関によって行われる見込み。                 | ・受入機関は労働者と雇用契約を締結                                                                                                                      | ・求人票を試験の前に提出し、試験の募集人数を計画することとなる見込み。                                                        | (・労働者は送出機関に一定額を支払う可能性あり。)                                                                             | —                                                                           | ・労働者は出国に際し、海外労働許可証(スマートカード)の取得が推奨されている。               |
|        | —                                                   | —                                                                                                                                      | —                                                                                          | —                                                                                                     | —                                                                           | —                                                     |
| モンゴル   | ・労働・社会保障省労働・社会保障サービス総合事務所(GOLWS)を唯一の送出機関として送出が行われる。 | ・受入機関はGOLWSとの間で双務契約の締結を求められる。<br>・試験受験者・合格者はGOLWSに対し登録が必要となる可能性あり。<br>→GOLWSが労働者と受入機関をマッチング<br>・受入機関はGOLWSを通じて労働者と雇用契約を締結することとなる可能性あり。 | —                                                                                          | ・GOLWSのデータベース使用に料金発生の可能性あり。                                                                           | GOLWSに登録が必要となる見込み。                                                          | —                                                     |
|        | MOC6(4)                                             | MOC6(4),(5)                                                                                                                            | —                                                                                          | —                                                                                                     | MOC6(5)                                                                     | —                                                     |
| ベトナム   | ・労働省海外労働部(DOLAB)が認定した送出機関によって行われることが基本となる見込み。       | ・受入機関は送出機関との間で労務提供契約の締結を求められる。<br>・送出機関は労働者と役務契約を締結<br>・受入機関は労働者と雇用契約を締結                                                               | ・労務提供契約を試験の前に締結することを求め、求人数を概ね把握して、試験の募集人数を計画することとなる可能性あり。<br>・受験も送出機関を通じて行うことが基本となる見込み。    | ・労働者の送出し・受入れに係る費用について、ベトナム側で費用ガイドラインを作成中。<br>・受入機関は送出機関に一定額の支払いを求められる見込み<br>(・労働者は送出機関に一定額を支払う可能性あり。) | ・在本邦申請人は在日本ベトナム大使館に特定技能への変更申請について報告し、大使館が推薦表を作成                             | ・特定技能の申請にあたってベトナム側当局が承認する推薦者表の取得が必要                   |
|        | MOC6(1)                                             | 派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法                                                                                                                   | —                                                                                          | MOC6(2)                                                                                               | MOC7(8)                                                                     | MOC7(7)                                               |
| インドネシア | —                                                   | ・受入機関は労働者と雇用契約を締結                                                                                                                      | —                                                                                          | —                                                                                                     | ・労働者は在日本インドネシア大使館から在留資格変更の推薦状を申請し、同大使館が推薦状を作成                               | ・受入機関はインドネシア側当局が構築するオンライン求人システム(IPKOL)への登録を強く推奨されている。 |
|        | —                                                   | —                                                                                                                                      | —                                                                                          | —                                                                                                     | MOC7(11)                                                                    | MOC8(2)                                               |
| 中国     | ・中国对外承包工程商会(CHINCA)が認定した送出機関によって行われることが基本となる見込み。    | ・受入機関は送出機関との間で労働協力契約の締結を求められる見込み。<br>・労働者は送出機関と役務契約の締結を求められる見込み。<br>・受入機関は労働者と雇用契約を締結                                                  | ・労働協力契約を試験の前に締結することを求め、求人数を概ね把握して、試験の募集人数を計画することとなる可能性あり。<br>・受験も送出機関を通じて応募を行うことが基本となる見込み。 | ・労働者の送出し、受入れに係る費用について中国側で費用ガイドラインを作成中。<br>・受入機関は送出機関に一定額の支払いを求められる見込み。<br>(・労働者は送出機関に一定額を支払う可能性あり。)   | ・在本邦労働者も送出機関への登録が必要となる可能性あり(送出機関への料金支払い発生の可能性あり)。                           | ・特定技能の申請にあたって中国側当局が承認する候補者表の取得が必要となる見込み。              |

## 航空分野特定技能評価試験の実施状況

## 《空港グランドハンドリング》

## ○国内試験

|      |                |
|------|----------------|
| 実施日  | 2019年11月15日（金） |
| 実施場所 | 東京（羽田旧整備場）     |
| 受験者  | 72名            |
| 合格者  | 26名            |
| 合格率  | 36.1%          |

## ○海外試験

|      |                |
|------|----------------|
| 実施日  | 2019年11月23日（土） |
| 実施場所 | フィリピン（マニラ）     |
| 受験者  | 121名           |
| 合格者  | 94名            |
| 合格率  | 77.7%          |

## ○今後の予定

2020年2月18日（火） 第2回国内試験（東京）

## 《航空機整備》

## ○海外試験

|      |                |
|------|----------------|
| 実施日  | 2019年10月26日（土） |
| 実施場所 | モンゴル（ウランバートル）  |
| 受験者  | 34名            |
| 合格者  | 8名             |
| 合格率  | 23.5%          |

＜航空分野特定技能協議会規約第 7 条に基づき定める様式＞

第 1 号様式：協議会加入届出書兼構成員資格証明書（特定技能所属機関）

第 2 号様式：協議会加入届出書兼構成員資格証明書（登録支援機関）

第 3 号様式：協議会構成員資格証明書発行申請書兼資格証明書（特定技能所属機関）

第 4 号様式：協議会構成員資格証明書発行申請書兼資格証明書（登録支援機関）

第 5 号様式：協議会構成員変更届出書（特定技能所属機関）

第 6 号様式：協議会構成員変更届出書（登録支援機関）

第 7 号様式：協議会退会届出書（特定技能所属機関）

第 8 号様式：協議会退会届出書（登録支援機関）

## 航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

## 1. 届出事項

|                                             |                                               |      |  |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------|------|--|
| 特定技能所属機関<br>(受入企業) 名称                       |                                               |      |  |
| 所在地                                         | 〒                                             |      |  |
| 代表者(役職・氏名)                                  | 印                                             |      |  |
| 特定技能外国人が<br>従事する業務                          |                                               |      |  |
| 特定技能外国人の<br>就労場所                            |                                               |      |  |
| 支援計画の全部の実施を委託<br>する場合、登録支援機関名称              |                                               |      |  |
| 支援を実施する特定技能外国<br>人を特定技能所属機関が受け<br>入れた日(見込み) | 令和 年 月 日                                      |      |  |
| 特定技能外国人の<br>国籍・地域及び人数                       | (国籍・地域) _____ (人数) _____人<br>_____人<br>_____人 |      |  |
| 担当者氏名                                       |                                               | 電話番号 |  |
| 担当者電子メール                                    |                                               |      |  |

## 【添付書類】

※構成員資格証明書の交付を郵送で希望する場合、返信用封筒と切手

2. 遵守事項（☐にチェック（レ）してください。）

遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

- ☐ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
- ☐ 航空分野特定技能協議会規約を遵守します。
- ☐ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
- ☐ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きは行いません。
- ☐ 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

※整理番号は以下のとおり  
<グラハン>

所属機関 グ特 0000 号

支援機関 グ登 0000 号

&lt;整備&gt;

所属機関 整特 0000 号

支援機関 整登 0000 号

受付印

## 航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

## 1. 届出事項

|                                            |             |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
|--------------------------------------------|-------------|--|--|--|------|--|--|--|--|--|
| 登録支援機関名称<br>及び登録番号                         | <div></div> |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 所在地                                        | 〒           |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 代表者（役職・氏名）                                 | 印           |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 支援計画の全部の実施の委託元<br>となる特定技能所属機関名称            |             |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 支援を実施する特定技能<br>外国人を特定技能所属機<br>関が受入れた日（見込み） | 令和 年 月 日    |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 担当者氏名                                      |             |  |  |  | 電話番号 |  |  |  |  |  |
| 担当者電子メール                                   |             |  |  |  |      |  |  |  |  |  |

## 【添付書類】

※構成員資格証明書の交付を郵送で希望する場合、返信用封筒と切手

2. 遵守事項（☐にチェック（レ）してください。）

遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

- ☐ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
- ☐ 航空分野特定技能協議会規約を遵守します。
- ☐ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
- ☐ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きの幫助は行いません。
- ☐ 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。

（協議会事務局使用欄）

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付印

## 航空分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書 兼 資格証明書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

## 申請事項

|                      |   |      |  |
|----------------------|---|------|--|
| 特定技能所属機関<br>（受入企業）名称 |   |      |  |
| 協議会構成員番号             |   |      |  |
| 所在地                  | 〒 |      |  |
| 代表者（役職・氏名）           | 印 |      |  |
| 特定技能外国人が<br>従事する業務   |   |      |  |
| 特定技能外国人の<br>就労場所     |   |      |  |
| 担当者氏名                |   | 電話番号 |  |
| 担当者電子メール             |   |      |  |

## 【添付書類】

※構成員資格証明書の交付を郵送で希望する場合、返信用封筒と切手

---

（協議会事務局使用欄）

航空分野特定技能協議会の構成員となることを証明します。

受付印

航空分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書兼 資格証明書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

## 申請事項

|                    |             |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
|--------------------|-------------|--|--|--|------|--|--|--|--|--|
| 登録支援機関名称<br>及び登録番号 | <div></div> |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 協議会構成員番号           |             |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 所在地                | 〒           |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 代表者（役職・氏名）         | 印           |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 担当者氏名              |             |  |  |  | 電話番号 |  |  |  |  |  |
| 担当者電子メール           |             |  |  |  |      |  |  |  |  |  |

## 【添付書類】

※構成員資格証明書の交付を郵送で希望する場合、返信用封筒と切手

(協議会事務局使用欄)

航空分野特定技能協議会の構成員となることを証明します。

受付印

## 航空分野特定技能協議会構成員 変更届出書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

## 届出事項（変更後）

|  |                                |                                               |      |  |
|--|--------------------------------|-----------------------------------------------|------|--|
|  | 特定技能所属機関<br>（受入企業）名称           |                                               |      |  |
|  | 所在地                            | 〒                                             |      |  |
|  | 代表者（役職・氏名）                     | 印                                             |      |  |
|  | 特定技能外国人が<br>従事する業務             |                                               |      |  |
|  | 特定技能外国人の<br>就労場所               |                                               |      |  |
|  | 支援計画の全部の実施を委託<br>する場合、登録支援機関名称 |                                               |      |  |
|  | 特定技能外国人の<br>国籍・地域及び人数          | （国籍・地域） _____ （人数） _____人<br>_____人<br>_____人 |      |  |
|  | 担当者氏名                          |                                               | 電話番号 |  |
|  | 担当者電子メール                       |                                               |      |  |

↑ 今回変更しようとする事項について、チェック（レ）してください。



## 航空分野特定技能協議会構成員 変更届出書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

## 届出事項（変更後）

|                                 |             |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
|---------------------------------|-------------|--|--|--|------|--|--|--|--|--|
| 登録支援機関名称<br>及び登録番号              | <div></div> |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 所在地                             | 〒           |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 代表者（役職・氏名）                      | 印           |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 支援計画の全部の実施の委託元<br>となる特定技能所属機関名称 |             |  |  |  |      |  |  |  |  |  |
| 担当者氏名                           |             |  |  |  | 電話番号 |  |  |  |  |  |
| 担当者電子メール                        |             |  |  |  |      |  |  |  |  |  |

↑ 今回変更しようとする事項について、チェック（レ）してください。

## 航空分野特定技能協議会退会届出書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

## 届出事項

|                      |                                                                                                                                   |      |  |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
| 特定技能所属機関<br>（受入企業）名称 |                                                                                                                                   |      |  |
| 協議会構成員番号             |                                                                                                                                   |      |  |
| 所在地                  | 〒                                                                                                                                 |      |  |
| 代表者（役職・氏名）           | 印                                                                                                                                 |      |  |
| 担当者氏名                |                                                                                                                                   | 電話番号 |  |
| 担当者電子メール             |                                                                                                                                   |      |  |
| 退会の事由                | <input type="checkbox"/> にチェック（レ）してください。<br><input type="checkbox"/> 航空分野に係る特定技能外国人を雇用しなくなったため<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |      |  |

## 航空分野特定技能協議会退会届出書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

## 届出事項

|                    |                                                                                                                                                                         |  |  |      |  |             |  |  |  |  |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|------|--|-------------|--|--|--|--|
| 登録支援機関名称<br>及び登録番号 | <div></div> <div><div></div><div></div><div></div><div></div><div>—</div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div></div>                                  |  |  |      |  |             |  |  |  |  |
| 協議会構成員番号           | <div></div>                                                                                                                                                             |  |  |      |  |             |  |  |  |  |
| 所在地                | 〒 <div></div>                                                                                                                                                           |  |  |      |  |             |  |  |  |  |
| 代表者（役職・氏名）         | <div></div> 印                                                                                                                                                           |  |  |      |  |             |  |  |  |  |
| 担当者氏名              | <div></div>                                                                                                                                                             |  |  | 電話番号 |  | <div></div> |  |  |  |  |
| 担当者電子メール           | <div></div>                                                                                                                                                             |  |  |      |  |             |  |  |  |  |
| 退会の事由              | <div><input type="checkbox"/>にチェック（レ）してください。</div> <div><input type="checkbox"/> 航空分野に係る特定技能外国人の支援を行わなくなったため</div> <div><input type="checkbox"/> その他（<div></div>）</div> |  |  |      |  |             |  |  |  |  |

## 航空分野特定技能協議会規約

### (名称)

第1条 本協議会の名称は、航空分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (目的)

第2条 協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

### (活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 特定技能所属機関等に対する法令順守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜き自粛要請等を含む。）
- 八 航空分野における生産性の向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発
- 九 特定技能所属機関及び登録支援機関が構成員であることの証明
- 十 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

### (構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 有識者
- 二 特定技能所属機関
- 三 登録支援機関
- 四 航空事業者団体
- 五 警察庁
- 六 法務省
- 七 外務省
- 八 厚生労働省
- 九 国土交通省

2. 構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

(協議会の招集)

第5条 協議会の招集は、事務局が行う。

- 2 協議会は、原則として3月に1回以上開催する。
- 3 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。ただし、年に1回以上、簡易な方法によらず開催することとする。
- 4 協議会は、事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。
- 5 協議会は、第3条第七号に規定する自肅要請その他事務局が特に必要と認める事項に関して、事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課及び安全全部運航安全課乗員政策室が行う。

(入会、退会等)

- 第7条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関または登録支援機関（以下「特定技能所属機関等」という。）は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。
- 2 事務局は、前項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨を書面にて回答するものとする。
  - 3 事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。
  - 4 特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能所属機関等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日より施行する。

「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

（1）「特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験は、社内資格を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、公益法人である日本航空技術協会が公正中立な立場で試験監督員の立会及び巡回、顔写真付きの公的な身分証明書等で本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。また、試験問題の厳重な管理、試験監督員の配置、当日の本人確認や持ち物検査を併せて実施するなどの措置を適切に講じる。

（2）「特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）」（運用方針 3（1）イの試験区

分)

#### ア 技能水準及び評価方法

##### (技能水準)

当該試験は、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や装備品等の整備業務のうち基礎的な作業（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針5（1）イの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

##### (評価方法)

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

公益法人である日本航空技術協会が実施するものであり、上記（1）イに同じ。

### (3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### (1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### (2) 「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本

語能力水準を有するものと評価する。

**(評価方法)**

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

**(3) 業務上必要な日本語能力水準**

上記1(1)又は(2)の試験に合格した者(下記第3の2(1)において、上記1(1)の試験を免除するとされた者を含む。)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

**第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項**

**1. 航空分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法**

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 航空分野の1号特定技能外国人在留者数(3か月に1回法務省から国土交通省に提供)
- (2) 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- (3) 関係業界への調査
- (4) 協議会における特定技能所属機関等からの状況把握等

**2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置**

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

**第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項**



## 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

航空分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

## 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- （1）「空港グランドハンドリング職種」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」等の空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）の試験を免除する。
- （2）職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。

## 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

### （1）航空分野特定技能協議会（運用方針5（2）イ及びウ関係）

国土交通省は、航空分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される航空分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援、帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

### （2）国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する協力（運用方針5（2）エ関係）

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他必要な協力を行う。

#### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

##### (1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、航空分野における特定技能外国人に関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介入その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

##### (2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

##### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」の一部改正について

令和元年11月29日

「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

| 通し<br>番号 | 該当ページ<br>(改正後) | 改正箇所                                       | 現行                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | P3-4           | 第1 特定技能外国人が従事する業務<br>【関係規定】<br>分野別運用要領(抜粋) | 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項<br>1. 1号特定技能外国人が従事する業務<br>航空分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業、除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。 | 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項<br>1. 1号特定技能外国人が従事する業務<br>航空分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業、除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。 |

|   |      |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | P5-6 | <p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】<br/>分野別運用要領(抜粋)</p> | <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性</p> <p>「空港グランドハンドリング職種」の第2号技能実習を修了した者については、当該技能実習で習得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」等の空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> | <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1)「空港グランドハンドリング職種」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」等の空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2)職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p> |
| 3 | P6   | <p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p>                               | <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|   |       |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |       |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4 | P6    | 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準<br>【確認対象の書類】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空分野技能評価試験（仮称）（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し</li> <li>・航空分野技能評価試験（仮称）（航空機整備）の合格証明書の写し</li> </ul> </li> <li>○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し</li> <li>・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し</li> <li>・特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）の合格証明書の写し</li> </ul> </li> <li>○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し</li> <li>・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し</li> </ul> </li> </ul> <p>＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> |
| 5 | P6    | 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準<br>【確認対象の書類】 | <技能実習2号修了者の場合>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6 | P9-10 | 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初めて航空分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。（中略）</li> </ul>                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初めて航空分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。（中略）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|   |        |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|--------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |        |                                                   | <p>○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>○ なお、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。(URL：<a href="http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html">http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html</a>)</p> | <p>○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、<b>航空分野特定技能</b>協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>○ なお、<b>航空分野特定技能</b>協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。(URL：<a href="http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html">http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html</a>)</p> |
| 7 | P10-11 | <p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【確認対象の書類】</p> | <p>○ 航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関)))</p> <p>(航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関)</p> <p>(中略)</p> <p>○ 航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受</p>           | <p>○ <b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関)))</p> <p>(航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関)</p> <p>(中略)</p> <p>○ <b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p>  |



|   |     |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|-----|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |     |                                                | <p>入れに関する誓約書(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関))</p> <p>(登録支援機関)</p> <p>○ 航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-2号)(登録支援機関)))</p>                                                                                                                                                                 | <p>(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関))</p> <p>(登録支援機関)</p> <p>○ <b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書(航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-2号)(登録支援機関)))</p>                                                                                                                            |
| 8 | P11 | <p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【留意事項】</p> | <p>○ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> <p>○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援</p> | <p>○ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> |

|    |    |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|----|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |    |                                                                                | <p>計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> | <p>○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> |
| 9  | 別表 | 別表(航空)<br><b>【特定技能1号】</b><br>空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)<br>技能水準及び評価方法等 | 航空分野技能評価試験(仮称)<br>(空港グランドハンドリング)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>特定技能評価試験</b><br><b>(航空分野：空港グランドハンドリング)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 10 | 別表 | 別表(航空)<br><b>【特定技能1号】</b><br>航空機整備                                             | 航空分野技能評価試験(仮称)<br>(航空機整備)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <b>特定技能評価試験</b><br><b>(航空分野：航空機整備)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |



|    |    |                                 |  |                                                                                               |
|----|----|---------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |    | (機体, 装備品等の整備業務等)<br>技能水準及び評価方法等 |  |                                                                                               |
| 11 | 別表 | 別表(航空)                          |  | (注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず, 技能実習2号を良好に修了した者は, 国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。 |

## 特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）・実施要領

2019. 10 公益社団法人日本航空技術協会

### 1. 目的

本要領は、外国人が航空分野（空港グランドハンドリング）に係る「特定技能 1 号」の在留資格の取得のために受験する技能評価試験に関し、その公正かつ適確な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

### 2. 試験概要

#### （1）試験言語

試験言語は「日本語」とする。ただし、専門用語等については注釈として他の言語で記載することもある。

#### （2）実施主体

本試験は、特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）（以下「試験」という。）と称し、その実施主体は、次のとおりとする。

実施主体：公益社団法人 日本航空技術協会（以下「技術協会」という。）

#### （3）実施方法

- ① 筆記試験及び実技試験によって行う。
- ② 筆記試験はペーパーテスト形式による概ね 30 問程度の真偽法（○×式）または選択法とし、空港グランドハンドリングの基本事項から出題する。
- ③ 実技試験は、写真・イラスト等を用いた判断等試験とし、空港グランドハンドリングの基本事項から出題する。

#### （4）年度における実施回数、実施時期及び実施場所

- ① 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを一事業年度とし、事業年度ごとの実施回数は 2 回程度とする。
- ② 実施時期については基本的に 4 月、10 月頃とし、それ以外に開催する際には速やかに周知する。
- ③ 国外における試験実施を前提とした上で、企業のニーズや受験者の応募状況を考慮し、国内においても実施することができる。実施場所については、各国からの人材受入れ需要等を踏まえ、国土交通省と協議のうえ決定する。
- ④ 試験は、原則として、筆記試験と実技試験を同一会場で同一日に実施する。なお、国内/国外で同時に試験を実施する場合に限り、同一の問題により行うこととする。

#### （5）受験資格者

試験を受けることができる者は、試験実施日当日において年齢 17 歳以上の外国人とする。ただし、日本国内で試験を実施する場合にあつては、中長期在留者又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者を対象とし、次に掲げる者を除く。なお、試験を実施する手続において下記に該当するか確認できない場合は、最終的には、出入国在留管理庁における在留審査において確認されることとなる。

（ア）退学又は除籍処分となった留学生

（イ）失踪した技能実習生

（ウ）在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者

（エ）在留資格「技能実習」等、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という。）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの）。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者

A) 「技能実習」

B) 「研修」

C) 「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」

- D) 「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」
- E) 「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」
- F) 「特定活動（インターンシップ）」
- G) 「特定活動（外国人起業活動促進事業）」
- H) 「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

(オ) 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない者

#### (6) 試験実施時の注意事項

国外試験の実施に当たっては、現地の関係法令及び規則を遵守し実施する。

#### (7) 受験者の募集

技術協会は国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、出願サイト（以下「サイト」という。）を通じて受験者を募集することとする。

#### (8) 試験範囲の公開

技術協会は試験実施の周知を図る際に、試験範囲および科目をサイト上に公開する。

#### (9) 受験料

技術協会は国土交通省と協議の上、試験実施に当たり作成する試験案内において示すこととする。

#### (10) 試験申込

- ① 受験希望者はサイト上に設ける申込フォームから受験申込を行う。これ以外の方法（書類・電話・メール）による受験申込は受け付けない。
- ② 国内受験希望者は、上記①に加え、在留カードを所持している場合は在留資格及び在留カード番号、在留カードを所持していない場合はパスポート番号を登録する。
- ③ 国外受験希望者は、上記①に加え、母国政府が発行する公的身分証明書番号を登録する。
- ④ サイト上での受験申込完了後、指定された方法にて技術協会が別に定める額の受験料を前払いする。入金を確認できた時点で受験受付が成立する。なお、入金後の申込内容の変更やキャンセルはいかなる理由があっても受け付けず、次に定める場合を除き、受験料は返却しない。
  - (ア) 技術協会の責めに帰すべき理由がある場合
  - (イ) 技術協会が認めた場合
  - (ウ) 自然災害等により、試験が実施できないと試験監督者が判断した場合（代替の試験が実施された場合を除く。）
- ⑤ 技術協会は、受験申込受付期間終了後 1 週間以内を目処に、受験者の連絡用メールアドレスに、受験会場・受験日時および受験票を送付する。
- ⑥ 受験者は、メールで受け取った受験票を印刷し受験当日持参するものとする。
- ⑦ 受験者は、試験会場での受付時に、印刷した受験票、氏名及び受験者本人と識別できる公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書（国内受験者は在留カード又はパスポート）を提示し、本人確認を受ける。

#### (11) 可否の通知方法

技術協会は、試験実施日から 1 か月程度で受験者に対し、メールにて可否結果が判明したことを通知し、合格の場合は合格通知書を合わせて送付する。

### 3. 試験実施体制

#### (1) 試験問題作成体制

- ① 技術協会は、試験の公正かつ適確な実施を図るため、試験委員会を置く。
- ② 試験委員会は、技術協会の事務局長（以下「事務局長」という。）が選任する試験委員 3 ～ 5 名をもって組

織する。ただし受験者の所属する企業や監理団体等、および受験者を採用する側の企業等の関係者は選任しない。

- ③ 試験委員会に、委員長 1 名を置く。委員長は、事務局長が試験委員のうちから選任する。
- ④ 事務局長は、少なくとも 2 名の試験委員については、試験に関し高い見識を有する者であって、空港グランドハンドリングについて専門的な技能、技術又は学識経験を有する者のうちから選任する。
- ⑤ 試験委員の任期は、2 年とする。ただし、事務局長はこれを再任することができる。
- ⑥ 事務局長は、試験委員が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該試験委員を解任することができる。
  - (ア) 職務上の義務違反その他試験委員たるに適しない非行があると認める場合
  - (イ) 心身の障害のために職務の遂行ができない場合
- ⑦ 委員長は、試験委員会の会務を総括し、試験委員会を代表する。
- ⑧ 試験委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議を行う。
- ⑨ 試験委員会は、試験委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ⑩ 試験委員会の議事は、出席試験委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ⑪ 試験委員会の職務は、次のとおりとする。
  - (ア) 試験の範囲及び試験問題の作成・改定
  - (イ) 試験実施要領の作成・改定に係る助言

## (2) 試験実施体制

- ① 試験監督者の選任
  - (ア) 試験監督者は、試験に関し高い識見を有する者であって、空港グランドハンドリングについて専門的な技能、知識を有する者の中から、事務局長が選任する。ただし受験者の所属する企業や監理団体等、および受験者を採用する側の企業等の関係者は選任しない。
  - (イ) 試験監督者は、試験に関する職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。
- ② 試験監督者の任期等
  - (ア) 試験監督者の任期は、2 年とする。ただし、事務局長はこれを再任することができる。
  - (イ) 事務局長は、試験監督者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、試験監督者を解任することができる。
    - A) 職務上の義務違反その他試験監督者たるに適しない非行があると認められた場合
    - B) 心身の故障のために職務の執行ができないと認められる場合
- ③ 試験監督者の配置
  - (ア) 筆記試験の試験監督者は、試験会場ごとに複数名配置する。ただし、受験者数が 50 名未満の場合は、1 名でも差支えないものとする。
  - (イ) 実技試験の試験監督者は、試験会場ごとに複数名配置する。ただし、受験者数が 50 名未満の場合は、1 名でも差支えないものとする。
  - (ウ) 事務局長は、複数の試験監督者が必要な場合は、当日担当する試験監督者の中から 1 人を、当該試験を統括する首席試験監督者として試験会場ごとに任命する。
  - (エ) 試験会場が、数か所に分かれる場合は、試験会場ごとに主任試験監督者を選任する。
- ④ 補佐員
  - (ア) 筆記試験を円滑に実施するため、必要に応じ、試験監督者を補佐する補佐員を試験会場ごとに配置する。
  - (イ) 実技試験を円滑に実施するため、必要に応じ、試験監督者を補佐する補佐員を試験会場ごとに受験

者50名につき、各1名を配置する。ただし、受験者が50名未満の場合は、補佐員を配置しないことができるものとする。

(ウ) 補佐員は、事務局長が適任者を選任する。ただし受験者の所属する企業や監理団体等の関係者は選任しない。

(エ) 補佐員は、試験に関する職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。

#### ⑤ 試験監督者、補佐員の職務

(ア) 首席試験監督者は、他の試験監督者等の試験担当者を指揮するとともに、自ら試験の実施の任に当たる。

(イ) 主任試験監督者は、首席試験監督者に協力し、当該試験会場における他の試験監督者等の試験担当者を指揮するとともに、自ら試験の実施の任に当たる。

(ウ) 試験監督者（首席及び主任を除く。）は、首席試験監督者又は主任試験監督者に協力し、補佐員を指揮するとともに、自ら試験実施の任に当たることとし、試験会場における設備の点検、受験者に対する指示等を行う。

(エ) 補佐員は、試験監督者の指示を受け、試験会場の準備、試験用材料等の配布、試験時間の測定、受験者の受付、本人確認を含む試験会場における庶務的事務等を行う。

#### (3) 採点と合否判定

採点と合否判定については、事務局長が試験委員のうちから少なくとも2名以上を選任して実施する。

#### (4) 試験の適切な運用をフォローする体制

国土交通省は、試験実施主体に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。

#### (5) 筆記試験の実施

##### ① 試験監督者の事務

(ア) 補佐員の配置及び実施状況を常に把握し、試験中の不測の事故等に対し、直ちに必要な措置をとれるように体制を整える。

(イ) 受験者からの試験問題の内容に関する質問は、原則として受け付けない。

(ウ) 試験に関し、受験者が不正行為等を行ったことを確認した場合は、下記の(6)により、適切な措置をとったうえ、速やかに事務局長に報告する。

(エ) 補佐員の配置がない会場においては、補佐員が行うべき事務を兼務する。

##### ② 補佐員の事務

##### (ア) 試験監督者の代行

同日に実施する試験の試験会場が数か所に分かれていて、試験監督者が常駐できない試験会場がある場合には、事務局長は、補佐員に試験監督者を代行させる。ただし、不測の事故及び不正行為に対する措置をとる場合には、代行者は、必ず試験監督者の判断を求め、その指示に従わなければならない。

##### (イ) 試験開始前の事務

A) 試験会場を点検して試験の準備が整っているかどうかを確かめ、試験実施上支障がないことを確認する。

B) 試験の開始時刻と終了時刻を黒板等の受験者の見やすいところに表示する。

C) 試験会場の入口付近において受験者の受付を行い、受験者本人を確認するため、公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書（国内受験者は在留カード又はパスポート）、および受験票の顔写真と照合する。

D) 試験の開始前には、受験者を所定の場所に着席させる。

- E) 受験票を机上の所定の位置に出させ、筆記用具以外のものを机の上から片付けさせる。
- F) 携帯電話の電源を切らせる。
- G) 試験問題と解答用紙を配布する。
- H) 試験実施上必要な諸注意について受験者に説明する。

(ウ) 試験中の事務

- A) 巡視して、受験票を確認し、写真と受験者の照合をするとともに、解答用紙に受験番号及び氏名が記入されているか確認する。
- B) 遅刻者については、公共交通機関の遅延等の正当な理由のある場合に限り受験を認めるが、試験開始後30分を経過した場合は、いかなる理由があっても受験を認めない。
- C) 受験者が試験終了時刻前に解答用紙の提出を申し出た場合は、試験問題及び解答用紙を伏せさせて退出させ、速やかに試験問題及び解答用紙を回収する。ただし、試験開始後30分を経過しない場合は、急病その他やむを得ない事情がある場合を除き、退出させない。

(エ) 試験終了後の事務

- A) 解答用紙及び試験問題を回収し、受験者数と枚数を確認した後、受験者を退出させる。
- B) 解答用紙を確認し、試験問題と合わせて、試験監督者に提出する。

(6) 試験の停止

- ① 筆記試験において、試験監督者は、不正行為を監視し、明らかに不正行為があったことを確認した場合は、試験監督者の判断に基づき、その受験者につき試験を中止し、試験問題、解答用紙及び受験票を回収して、その受験者を退場させ、解答用紙に不正事実を記録する。
- ② 試験監督者は、受験者が試験中に、他の受験者の迷惑になるような行為をしたときは注意し、これに従わないときは、試験監督者の判断に基づき、その受験者につき試験を中止し、試験問題、解答用紙及び受験票を回収して、その受験者を退場させ、解答用紙にその事実を記録する。
- ③ 試験監督者は、上記①及び②の場合、適切な措置を講じた後、速やかに事務局長に報告する。

(7) 実技試験の実施

「(5) 筆記試験の実施」に準じて実施する。

#### 4. 試験水準

技能試験の水準については、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事できる知識と経験を兼ね備わっていることを測定するため、実務経験2年程度の者が受験した場合の合格率が、7割程度となる水準とする。

#### 5. 試験科目

(1) 筆記試験

空港グランドハンドリング業務のうちの次に掲げる分野に関し、基礎的な知識を有するとともに、現場において適切な対応をとるために必要な知識を有することを判定する。

- (ア) ランプエリア内での安全・セキュリティ確保
- (イ) 貨物のハンドリング
- (ウ) 手荷物のハンドリング
- (エ) 客室内清掃
- (オ) 誘導作業

(2) 実技試験

空港グランドハンドリング業務のうちの次に掲げる基本技術に関し、実務能力を有することを判定する。

- (ア) ランプエリア内での安全・セキュリティ確保

- (イ) 貨物のハンドリング
- (ウ) 手荷物のハンドリング
- (エ) 客室内清掃

## 6. 合否の基準

筆記試験及び実技試験それぞれの正答率が 65 %以上を合格とする。

## 7. 試験の不正防止策

技術協会は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

## 8. 試験結果の公表方法

- (1) 技術協会は、各会場の受験者数および合格者数、受験者の受験番号・氏名・生年月日及び試験の成績を記載した受験者一覧表を、法務省並びに国土交通省に報告する。
- (2) 技術協会は、各会場の受験者数及び合格者数について、サイト上で公表する。
- (3) 技術協会は、個人の合否については、一切公表しない。

## 9. 合格証明書

- (1) 合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、地方出入国在留管理局に対し在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請を行うことが可能となる。その際に本試験の合格証明書が必要となるため、受験者の合格証明書は、技術協会宛てに合格証明書の発行申請がなされたことを技術協会が確認し、かつ、技術協会が別に定める額の合格証明書発行手数料を受入れ機関が納付したことを技術協会が確認した後、技術協会から受入れ機関に送付する。
- (2) なお、受入れ機関においては、在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請を行ったのち、合格証明書については合格者本人に引き渡すこととする。
- (3) 合格証明書には次に掲げる事項を明記する。
  - (ア) 氏名（例：HOUMU NORIKO（姓→名）
  - (イ) 生年月日
  - (ウ) 性別
  - (エ) 国籍
  - (オ) 受験地（例：〇〇国〇〇市）
  - (カ) 合格の判定をした日付
  - (キ) 合格証明書の発行者
  - (ク) 試験の別（試験区分）
  - (ケ) 受験日
  - (コ) 顔写真
  - (サ) 国内受験者の場合は在留カード番号またはパスポート番号
  - (シ) 国外受験者の場合は母国政府が発行する公的身分証明書に記載された個人が特定できる番号

### (4) 合格証明書の有効期間

合格証明書の有効期間は、合格通知日から10年間とする。

### (5) 合格証明書の再発行

- ① 合格証明書の再交付は、受入れ機関の申請により行うことができる。ただし、合格通知日から10年に満たない時点で申請のあった場合に限る。
- ② 合格証明書の再交付の申請は、技術協会が定める合格証明書再交付申請書を技術協会に提出して行うもの

とする。

- ③ 技術協会は、合格証明書再交付申請書の提出があった場合、審査の上、再度合格証明書を作成し、申請者に対し交付する。この場合の合格証明書には「再交付」である旨の表示をするものとする。

## 10. その他必要事項

### (1) 秘密保持義務

試験に関する業務に携わる者及び携わった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。また、試験の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うものとする。

### (2) 合格の取消

技術協会は、次に掲げる不正行為が合格証明書交付後に判明した時は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその試験の合格を取り消すものとする。

(ア) 試験問題等の秘密事項について試験関係者に情報提供を求め、かつ、これを受けたとき

(イ) 試験申込フォームの記載内容に偽りがあったとき

(ウ) その他受験に関して不正行為があったとき

### (3) 書類の保存

- ① 技術協会は、技能試験を実施したときは、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績の内容、合否等を記載した帳簿（以下「受験者台帳」という。）を作成し、保存する。
- ② 書類の保存期間は、原則として、受験票は試験実施の翌年度の始期から起算して1年、答案（採点結果を含む。）は、同2年、合格証明書再交付申請書及び受験者台帳は、同10年とする。

以上



## 特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）実施要領

2019.09 公益社団法人日本航空技術協会

### 1. 目的

本要領は、外国人が航空分野（航空機整備）に係る「特定技能 1 号」の在留資格の取得のために受験する技能評価試験に関し、その公正かつ適確な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

### 2. 試験概要

#### （1）試験言語

試験言語は「日本語」とする。ただし、専門用語等については注釈として他の言語で記載することもある。

#### （2）実施主体

本試験は、特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）（以下「試験」という。）と称し、その実施主体は、次のとおりとする。

実施主体：公益社団法人 日本航空技術協会（以下「技術協会」という。）

#### （3）実施方法

- ① 筆記試験及び実技試験によって行う。
- ② 筆記試験はペーパーテスト形式による概ね 30 問程度の真偽法（○×式）とし、航空機の基本技術（締結、電気計測）、作業安全・品質、及び航空機概要の基本事項から出題する。
- ③ 実技試験は作業試験又は写真・イラスト等を用いた判断等試験とし、航空機の基本技術（締結、電気計測）の基本事項から出題する。

#### （4）年度における実施回数、実施時期及び実施場所

- ① 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを一事業年度とし、事業年度ごとの実施回数は 2 回程度とする。
- ② 実施時期については基本的に 4 月、10 月頃とし、それ以外に開催する際には速やかに周知する。
- ③ 国外における試験実施を前提とした上で、企業のニーズや受験者の応募状況を考慮し、国内においても実施することができる。実施場所については、各国からの人材受入れ需要等を踏まえ、国土交通省と協議のうえ決定する。
- ④ 試験は、原則として、筆記試験と実技試験を同一会場で同一日に実施する。なお、国内/国外で同時に試験を実施する場合に限り、同一の問題により行うこととする。

#### （5）受験資格者

試験を受けることができる者は、試験実施日当日において年齢 17 歳以上の外国人とする。ただし、日本国内で試験を実施する場合にあっては、中長期在留者又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者を対象とし、次に掲げる者を除く。なお、試験を実施する手続において下記に該当するか確認できない場合は、最終的には、出入国在留管理庁における在留審査において確認されることとなる。

（ア）退学又は除籍処分となった留学生

（イ）失踪した技能実習生

（ウ）在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者

（エ）在留資格「技能実習」等、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という。）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの）。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者

A) 「技能実習」

B) 「研修」

- C)「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」
- D)「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」
- E)「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」
- F)「特定活動（インターンシップ）」
- G)「特定活動（外国人起業活動促進事業）」
- H)「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

(オ)退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない者

#### (6) 試験実施時の注意事項

国外試験の実施に当たっては、現地の関係法令及び規則を遵守し実施する。

#### (7) 受験者の募集

技術協会は国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、出願サイト（以下「サイト」という。）を通じて受験者を募集することとする。

#### (8) 試験範囲の公開

技術協会は試験実施の周知を図る際に、出題する問題の範囲を明確化するためのテキストをサイト上に公開する。

#### (9) 受験料

技術協会は国土交通省と協議の上、試験実施に当たり作成する試験案内において示すこととする。

#### (10) 試験申込

- ① 受験希望者はサイト上に設ける申込フォームから受験申込を行う。これ以外の方法（書類・電話・メール）による受験申込は受け付けない。
- ② 国内受験希望者は、上記①に加え、在留カードを所持している場合は在留資格及び在留カード番号、在留カードを所持していない場合はパスポート番号を登録する。
- ③ 国外受験希望者は、上記①に加え、母国政府が発行する公的身分証明書番号を登録する。
- ④ サイト上での受験申込完了後、指定された方法にて技術協会が別に定める額の受験料を前払いする。入金を確認できた時点で受験受付が成立する。なお、入金後の申込内容の変更やキャンセルはいかなる理由があっても受け付けず、次に定める場合を除き、受験料は返却しない。
  - (ア) 技術協会の責めに帰すべき理由がある場合
  - (イ) 技術協会が認めた場合
  - (ウ) 自然災害等により、試験が実施できないと試験監督者が判断した場合（代替の試験が実施された場合を除く。）
- ⑤ 技術協会は、受験申込受付期間終了後 1 週間以内を目途に、受験者の連絡用メールアドレスに、受験会場・受験日時および受験票を送付する。
- ⑥ 受験者は、メールで受け取った受験票を印刷し受験当日持参するものとする。
- ⑦ 受験者は、試験会場での受付時に、印刷した受験票、氏名及び受験者本人と識別できる公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書（国内受験者は在留カード又はパスポート）を提示し、本人確認を受ける。

#### (11) 可否の通知方法

技術協会は、試験実施日から 1 か月程度で受験者に対し、メールにて可否結果が判明したことを通知し、合格の場合は合格通知書を合わせて送付する。

### 3. 試験実施体制

#### (1) 試験問題作成体制

- ① 技術協会は、試験の公正かつ適確な実施を図るため、試験委員会を置く。
- ② 試験委員会は、技術協会の事務局長（以下「事務局長」という。）が選任する試験委員 3 ～ 5 名をもって組織する。ただし受験者の所属する企業や監理団体等、および受験者を採用する側の企業等の関係者は選任しない。
- ③ 試験委員会に、委員長 1 名を置く。委員長は、事務局長が試験委員のうちから選任する。
- ④ 事務局長は、少なくとも 2 名の試験委員については、試験に関し高い見識を有する者であって、航空機整備について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者のうちから選任する。
- ⑤ 試験委員の任期は、2 年とする。ただし、事務局長はこれを再任することができる。
- ⑥ 事務局長は、試験委員が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該試験委員を解任することができる。
  - (ア) 職務上の義務違反その他試験委員たるに適しない非行があると認める場合
  - (イ) 心身の障害のために職務の遂行ができない場合
- ⑦ 委員長は、試験委員会の会務を総括し、試験委員会を代表する。
- ⑧ 試験委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議を行う。
- ⑨ 試験委員会は、試験委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ⑩ 試験委員会の議事は、出席試験委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ⑪ 試験委員会の職務は、次のとおりとする。
  - (ア) 試験の範囲及び試験問題の作成・改定
  - (イ) 実技試験の採点基準の作成・改定
  - (ウ) 試験実施要領の作成・改定に係る助言

## (2) 試験実施体制

- ① 試験監督者の選任
  - (ア) 試験監督者は、試験に関し高い識見を有する者であって、航空機整備について専門的な技能、知識を有する者の中から、事務局長が選任する。ただし受験者の所属する企業や監理団体等、および受験者を採用する側の企業等の関係者は選任しない。
  - (イ) 試験監督者は、試験に関する職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。
- ② 試験監督者の任期等
  - (ア) 試験監督者の任期は、2 年とする。ただし、事務局長はこれを再任することができる。
  - (イ) 事務局長は、試験監督者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、試験監督者を解任することができる。
    - A) 職務上の義務違反その他試験監督者たるに適しない非行があると認められた場合
    - B) 心身の故障のために職務の執行ができないと認められる場合
- ③ 試験監督者の配置
  - (ア) 筆記試験の試験監督者は、試験会場ごとに複数名配置する。ただし、受験者数が 50 名未満の場合は、1 名でも差支えないものとする。
  - (イ) 実技試験の試験監督者は、試験会場ごとに複数名配置する。ただし、受験者数が 50 名未満の場合は、1 名でも差支えないものとする。
  - (ウ) 事務局長は、複数の試験監督者が必要な場合は、当日担当する試験監督者の中から 1 人を、当該試験を統括する首席試験監督者として試験会場ごとに任命する。
  - (エ) 試験会場が、数か所に分かれる場合は、試験会場ごとに主任試験監督者を選任する。
- ④ 補佐員

- (ア) 筆記試験を円滑に実施するため、必要に応じ、試験監督者を補佐する補佐員を試験会場ごとに配置する。
- (イ) 実技試験を円滑に実施するため、必要に応じ、試験監督者を補佐する補佐員を試験会場ごとに受験者50名につき、各1名を配置する。ただし、受験者が50名未満の場合は、補佐員を配置しないことができるものとする。
- (ウ) 補佐員は、事務局長が適任者を選任する。ただし受験者の所属する企業や監理団体等の関係者は選任しない。
- (エ) 補佐員は、試験に関する職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。

#### ⑤ 試験監督者、補佐員の職務

- (ア) 首席試験監督者は、他の試験監督者等の試験担当者を指揮するとともに、自ら試験の実施の任に当たる。
- (イ) 主任試験監督者は、首席試験監督者に協力し、当該試験会場における他の試験監督者等の試験担当者を指揮するとともに、自ら試験の実施の任に当たる。
- (ウ) 試験監督者（首席及び主任を除く。）は、首席試験監督者又は主任試験監督者に協力し、補佐員を指揮するとともに、自ら試験実施の任に当たることとし、試験会場における設備の点検、受験者に対する指示等を行う。
- (エ) 補佐員は、試験監督者の指示を受け、試験会場の準備、試験用材料等の配布、試験時間の測定、受験者の受付、本人確認を含む試験会場における庶務的事務等を行う。

#### (3) 採点と合否判定

採点と合否判定については、事務局長が試験委員のうちから少なくとも2名以上を選任して実施する。

#### (4) 試験の適切な運用をフォローする体制

国土交通省は、試験実施主体に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。

#### (5) 筆記試験の実施

##### ① 試験監督者の事務

- (ア) 補佐員の配置及び実施状況を常に把握し、試験中の不測の事故等に対し、直ちに必要な措置をとれるように体制を整える。
- (イ) 受験者からの試験問題の内容に関する質問は、原則として受け付けない。
- (ウ) 試験に関し、受験者が不正行為等を行ったことを確認した場合は、下記の（6）により、適切な措置をとったうえ、速やかに事務局長に報告する。
- (エ) 補佐員の配置がない会場においては、補佐員が行うべき事務を兼務する。

##### ② 補佐員の事務

###### (ア) 試験監督者の代行

同日に実施する試験の試験会場が数か所に分かれていて、試験監督者が常駐できない試験会場がある場合には、事務局長は、補佐員に試験監督者を代行させる。ただし、不測の事故及び不正行為に対する措置をとる場合には、代行者は、必ず試験監督者の判断を求め、その指示に従わなければならない。

###### (イ) 試験開始前の事務

- A) 試験会場を点検して試験の準備が整っているかどうかを確かめ、試験実施上支障がないことを確認する。
- B) 試験の開始時刻と終了時刻を黑板等の受験者の見やすいところに表示する。
- C) 試験会場の入口付近において受験者の受付を行い、受験者本人を確認するため、公的機関が発行

した顔写真付きの身分証明書（国内受験者は在留カード又はパスポート）、および受験票の顔写真と照合する。

- D) 試験の開始前には、受験者を所定の場所に着席させる。
- E) 受験票を机上の所定の位置に出させ、筆記用具以外のものを机の上から片付けさせる。
- F) 携帯電話の電源を切らせる。
- G) 試験問題と解答用紙を配布する。
- H) 試験実施上必要な諸注意について受験者に説明する。

(ウ) 試験中の事務

- A) 巡視して、受験票を確認し、写真と受験者の照合をするとともに、解答用紙に受験番号及び氏名が記入されているか確認する。
- B) 遅刻者については、公共交通機関の遅延等の正当な理由のある場合に限り受験を認めるが、試験開始後30分を経過した場合は、いかなる理由があっても受験を認めない。
- C) 受験者が試験終了時刻前に解答用紙の提出を申し出た場合は、試験問題及び解答用紙を伏せさせて退出させ、速やかに試験問題及び解答用紙を回収する。ただし、試験開始後30分を経過しない場合は、急病その他やむを得ない事情がある場合を除き、退出させない。

(エ) 試験終了後の事務

- A) 解答用紙及び試験問題を回収し、受験者数と枚数を確認した後、受験者を退出させる。
- B) 解答用紙を確認し、試験問題と合わせて、試験監督者に提出する。

(6) 試験の停止

- ① 筆記試験において、試験監督者は、不正行為を監視し、明らかに不正行為があったことを確認した場合は、試験監督者の判断に基づき、その受験者につき試験を中止し、試験問題、解答用紙及び受験票を回収して、その受験者を退場させ、解答用紙に不正事実を記録する。
- ② 試験監督者は、受験者が試験中に、他の受験者の迷惑になるような行為をしたときは注意し、これに従わないときは、試験監督者の判断に基づき、その受験者につき試験を中止し、試験問題、解答用紙及び受験票を回収して、その受験者を退場させ、解答用紙にその事実を記録する。
- ③ 試験監督者は、上記①及び②の場合、適切な措置を講じた後、速やかに事務局長に報告する。

(7) 実技試験の実施

① 受験者の確認

試験監督者は、試験会場内で、受験者本人を確認するため、公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書（国内受験者は在留カード又はパスポート）、および受験票の顔写真と照合する。

② 試験開始前の準備

- (ア) 試験監督者は、試験会場を点検して、試験の準備が整っているかどうかを確かめ、試験実施上支障がないことを確認する。
- (イ) 試験監督者、補佐員は、各役割を受験者が一見して判断できるよう腕章等を着用する。
- (ウ) 試験監督者は、試験実施上必要な諸注意について受験者に説明する。

③ 試験中および試験終了後の事務

- (ア) 試験監督者は、受験者に試験問題を黙読させ、実技試験実施状況を採点する。
- (イ) 採点は、別に定める実技試験採点基準に基づき、試験監督者が行う。ただし、客観的な採点が可能なものについては、試験監督者の指示の下に、補佐員が行って差し支えない。
- (ウ) 試験監督者は、別に定める採点表に署名又は押印の上、首席試験監督者に提出し、点検を受ける。
- (エ) 首席試験監督官は、試験終了後、事務局長が定める試験報告書を作成し、点検した採点表と合わせ

て、事務局長に提出する。

#### 4. 試験水準

技能試験の水準については、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事できる知識と経験を兼ね備わっていることを測定するため、実務経験 2 年程度の者が受験した場合の合格率が、7 割程度となる水準とする。

#### 5. 試験科目

##### (1) 筆記試験

航空機整備業務のうちの次に掲げる 3 分野に関し、基礎的な知識を有するとともに、現場において適切な対応をとるために必要な知識を有することを判定する。

(ア) 航空機の基本技術（締結、電気計測）

(イ) 作業安全・品質

(ウ) 航空機概要

##### (2) 実技試験

航空機整備業務のうちの次に掲げる基本技術に関し、実務能力を有することを判定する。

(ア) 締結

適切な工具を使用して、ボルト・スクリューおよびナットの結合・回り止めが正確にできること。

(イ) 電気計測

適切な計測器を使用して、電気計測ができること。

#### 6. 合否の基準

筆記試験及び実技試験それぞれの正答率が 65 % 以上を合格とする。

#### 7. 試験の不正防止策

技術協会は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は 5 年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

#### 8. 試験結果の公表方法

- (1) 技術協会は、各会場の受験者数および合格者数、受験者の受験番号・氏名・生年月日及び試験の成績を記載した受験者一覧表を、法務省並びに国土交通省に報告する。
- (2) 技術協会は、各会場の受験者数及び合格者数について、サイト上で公表する。
- (3) 技術協会は、個人の合否については、一切公表しない。

#### 9. 合格証明書

- (1) 合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、地方出入国在留管理局に対し在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請を行うことが可能となる。その際に本試験の合格証明書が必要となるため、受験者の合格証明書は、技術協会宛てに合格証明書の発行申請がなされたことを技術協会が確認し、かつ、技術協会が別に定める額の合格証明書発行手数料を受入れ機関が納付したことを技術協会が確認した後に、技術協会から受入れ機関に送付する。
- (2) なお、受入れ機関においては、在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請を行ったのち、合格証明書については合格者本人に引き渡すこととする。
- (3) 合格証明書には次に掲げる事項を明記する。
  - (ア) 氏名（例：HOUMU NORIKO（姓→名）
  - (イ) 生年月日
  - (ウ) 性別

- (エ) 国籍
- (オ) 受験地（例：〇〇国〇〇市）
- (カ) 合格の判定をした日付
- (キ) 合格証明書の発行者
- (ク) 試験の別（試験区分）
- (ケ) 受験日
- (コ) 顔写真
- (サ) 国内受験者の場合は在留カード番号またはパスポート番号
- (シ) 国外受験者の場合は母国政府が発行する公的身分証明書に記載された個人が特定できる番号

(4) 合格証明書の有効期間

合格証明書の有効期間は、合格通知日から10 年間とする。

(5) 合格証明書の再発行

- ① 合格証明書の再交付は、受入れ機関の申請により行うことができる。ただし、合格通知日から10 年に満たない時点で申請のあった場合に限る。
- ② 合格証明書の再交付の申請は、技術協会が定める合格証明書再交付申請書を技術協会に提出して行うものとする。
- ③ 技術協会は、合格証明書再交付申請書の提出があった場合、審査の上、再度合格証明書を作成し、申請者に対し交付する。この場合の合格証明書には「再交付」である旨の表示をするものとする。

## 12. その他必要事項

(1) 秘密保持義務

試験に関する業務に携わる者及び携わった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。また、試験の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うものとする。

(2) 合格の取消

技術協会は、次に掲げる不正行為が合格証明書交付後に判明した時は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその試験の合格を取り消すものとする。

- (ア) 試験問題等の秘密事項について試験関係者に情報提供を求め、かつ、これを受けたとき
- (イ) 試験申込フォームの記載内容に偽りがあったとき
- (ウ) その他受験に関して不正行為があったとき

(3) 書類の保存

- ① 技術協会は、技能試験を実施したときは、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績の内容、合否等を記載した帳簿（以下「受験者台帳」という。）を作成し、保存する。
- ② 書類の保存期間は、原則として、受験票は試験実施の翌年度の始期から起算して1 年、答案（採点結果を含む。）は、同2 年、合格証明書再交付申請書及び受験者台帳は、同10 年とする。

以上